

## 北広島市リユース住宅活用サポート補助金交付実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北広島市リユース住宅活用サポート補助金交付要綱(平成30年3月26日市長決裁。以下「要綱」という。)の実施に関しては、要綱及び北広島市補助金等交付規則(昭和61年広島町規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

(助成の対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる要綱第1条に規定するリフォームに要する費用は、リフォームに係る全ての費用から次に掲げる費用を除いたものとする。

- (1) 設計費
- (2) 産業廃棄物処理費
- (3) 外構工事費等(通路、舗装、植栽、庭園、塀、フェンス、車庫、物置、風除室等)
- (4) 家電製品、家具等の購入費

(補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、中古住宅のリフォームの着手前に北広島市リユース住宅活用サポート補助金交付申請書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票(申請者のもの)
- (2) 市町村税の納税証明書(滞納がないことを証明するもので申請日の1ヶ月前までに発行されたもの)
- (3) リフォームを行おうとする中古住宅の登記事項証明書(建物の全部事項証明書)
- (4) リフォームの内容及びリフォームに要する費用の積算基礎が明らかとなる書類(見積書等)
- (5) リフォームを行おうとする中古住宅の売買契約書の写し
- (6) 人の居住の用に供したことがない中古住宅の場合は、建設工事完了の日から1年を経過していることが明かとなる書類(検査済証の写し等)
- (7) 写真(補助事業の施工前の状況を撮影したもの)
- (8) 施工業者のリフォームに必要な資格等の写し

3 前項の規定にかかわらず、同一の年度内において、北広島市子育て世代マイホーム購入サポート助成金交付要綱による助成を受けた場合は、前項第1号～第3号及び第5号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(補助金の交付の決定及び通知)

第5条 市長は、第5条の規定に基づき提出された書類の内容を審査し、補助

金の交付の可否を決定するものとする。なお、市長は審査にあたり必要と認める場合は、申請のあった住宅の状況について、実地に調査を行うことができる。

- 2 前項の審査の結果、補助金を交付すると決定された者(以下「補助金交付決定者」という。)に対しては、北広島市リユース住宅活用サポート補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないと決定された者に対しては、北広島市リユース住宅活用サポート補助金不交付決定通知書(様式第4号)によりそれぞれ申請者へ通知するものとする。

(変更の承認申請)

第6条 補助金交付決定者において、第5条の申請内容に変更が生じたときには、北広島市リユース住宅活用サポート補助金交付変更承認申請書(様式第5号)に変更に関する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請において、工事着手後の補助金の増額はできないものとする。

(変更審査の決定)

第7条 市長は前条の申請があったときは、内容を審査の上、審査結果を北広島市リユース住宅活用サポート補助金交付変更審査結果通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(着手の届出)

第8条 補助金交付決定者は、リフォームに着手するときは、北広島市リユース住宅活用サポート補助金工事着手届(様式第7号)により市長に届け出なければならない。

- 2 前項の着手届には、リフォーム工事に係る契約書又は請書の写しを添付しなければならない。

(中止の届出)

第9条 補助金交付決定者は、当該決定を受けた住宅の工事を中止しようとするときは、北広島市リユース住宅活用サポート補助金工事中止届兼助成交付辞退届(様式第8号)を市長に届け出なければならない。

(完了届出等)

第10条 補助金交付決定者は、工事が完了したときは、工事完了後30日以内に北広島市リユース住宅活用サポート補助金工事完了届(様式第9号)を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の完了届には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 写真(補助事業の施工中及び施工後のそれぞれの状況を撮影したもの)

- (2) 施工業者に支払ったリフォームに係る代金の領収書等の写し

- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条に規定する届出を受けたときは、当該届出を受けた日から遅滞なく補助金の交付決定内容に適合するものであるかどうか審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、北広島市リユース住宅活用サポート補助金確定通知書(様式第10号)により補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金交付決定者は、補助金の確定通知を受けた後、当該年度の3月31日までに北広島市リユース住宅活用サポート補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 前項の申請書には、補助対象住宅に転居後の住民票(申請者のもの)を添付しなければならない。

3 市長は、補助金交付決定者の請求により補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し等)

第13条 市長は、補助金交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の全部又は一部の交付の決定を取消することができる。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき。

2 前項の取消は、北広島市リユース住宅活用サポート補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により行うものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を指定し、北広島市リユース住宅活用サポート補助金返還命令書(様式第13号)により返還を命じるものとする。

2 前項の規定により、補助金の返還の通知を受けた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、北広島市リユース住宅活用サポート補助金の交付について必要な事項は、市民参加・住宅施策課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月27日)

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月25日)

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月27日)

この要領は、令和3年10月1日から施行する。



別記第2号様式(第4条関係)

誓約書

年 月 日

北広島市長 様

申請者 住 所  
氏 名

私は、北広島市リユース住宅活用サポート補助金の補助対象住宅に住所を定めた日から3年以上、当該補助対象住宅に居住します。ただし、北広島市リユース住宅活用サポート補助金交付要綱第4条第1項に規定する助成対象者の要件を満たさない場合は、北広島市補助金等交付規則の規定に従い、既に交付を受けた助成金を返還します。

中古住宅の所在地 北広島市

北広島市リユース住宅活用サポート補助金交付決定通知書

北広〇〇指令第 号  
年 月 日

様

北広島市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、北広島市リユース住宅活用サポート補助金交付実施要領第5条第2項の規定に基づき、補助金の交付を決定しましたので、次のとおり通知します。

記

- 1 通知番号 第 号
- 2 改修工事等を行う中古住宅
  - (1) 中古住宅の所在地 北広島市
  - (2) 中古住宅の所有者 氏 名
- 3 改修工事等の施工業者
- 4 改修工事等の内容
- 5 改修工事等に要する費用 円
- 6 交付対象経費 円
- 7 補助金交付決定額 円

- (注) 1 補助金の交付の決定が取消しとなる場合は、①補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき、②偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき、③要綱に違反したと市長が認めたときとする。
- 2 補助事業を変更又は中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
  - 3 補助事業に着手したとき及び補助事業が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

北広島市リユース住宅活用サポート補助金不交付決定通知書

北広〇〇指令第 号  
年 月 日

様

北広島市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、北広島市リユース住宅補助金交付実施要領第5条第2項の規定に基づき、補助金を交付しないことと決定しましたので、次のとおり通知します。

記

- 1 通知番号 第 号
- 2 交付しない理由

北広島市リユース住宅活用サポート補助金交付変更承認申請書

年 月 日

北広島市長 様

交付決定者 住 所  
氏 名

年 月 日付北広〇〇指令第 号をもって補助金の交付の決定を受けた改修工事等について、その内容を変更したいので、北広島市リユース住宅活用サポート補助金実施要領第6条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 通知番号 第 号

2 変更の内容及び変更の理由

- (注) 1 変更の内容及び変更の理由については、できるだけ詳しく記載すること。  
2 改修工事等の内容及び改修工事等に要する費用の変更の場合は、変更後の内容及び積算基礎が明らかとなる書類を添付すること。  
3 工事着手後の補助金額の増額はできないものとする。



北広島市リユース住宅活用サポート補助金交付変更審査結果通知書

北広〇〇第 号  
年 月 日

様

北広島市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、北広島市リユース住宅活用サポート補助金交付実施要領第7条の規定に基づき、承認(不承認)とすることに決定しましたので、通知します。なお、変更を承認した補助事業の内容は、次のとおりです。

記

- 1 通知番号 第 号
- 2 変更後の改修工事等の施工業者
- 3 変更後の改修工事等の内容
- 4 変更後の改修工事等に要する費用 円
- 5 変更後の交付対象経費 円
- 6 変更後の事業予定期間 【着手】 年 月 日  
【完了】 年 月 日
- 7 変更後の補助金交付決定額 円

(注) 1 「変更後の改修工事等の施工業者」については、不承認の場合は「不承認の場合の理由」とします。

様式第7号(第8条関係)

北広島市リユース住宅活用サポート補助金工事着手届

年 月 日

北広島市長 様

交付決定者 住 所  
氏 名

年 月 日付北広〇〇指令第 号をもって補助金の交付の決定を受けた改修工事等について着手するので、北広島市リユース住宅活用サポート補助金実施要領第8条の規定に基づき、次のとおり届け出します。

記

- 1 通知番号 第 号
- 2 改修工事等の施工業者名
- 3 改修工事等の着手予定年月日 年 月 日
- 4 改修工事等の完了予定年月日 年 月 日

(注) 1 改修工事等に係る契約書又は請書の写しを添付すること。

様式第8号(第9条関係)

北広島市リユース住宅活用サポート補助金工事中止届兼助成交付辞退届

年 月 日

北広島市長 様

交付決定者 住 所  
氏 名

事業名 北広島市リユース住宅活用サポート事業

年 月 日付北広〇〇指令第 号をもって補助金等の交付の  
決定を受けた上記事業に係る改修工事等は、その事業を中止したいので、北広島市リユ  
ース住宅活用サポート補助金交付実施要領第9条の規定に基づき、次のとおり届出し助成交  
付を辞退します。

記

1 通知番号	第 号
2 中止の理由	

北広島市リユース住宅活用サポート補助金工事完了届

年 月 日

北広島市長 様

交付決定者 住 所  
氏 名

年 月 日付北広〇〇指令第 号をもって補助金の交付の決定を受けた改修工事等について完了したので、北広島市リユース住宅活用サポート補助金交付実施要領第10条の規定に基づき、次のとおり届け出します。

記

- 1 通知番号 第 号
- 2 交付決定額 円
- 3 改修工事年月日  
(着手) 年 月 日 ~ (完了) 年 月 日

添付書類

- 1 補助事業の施工中及び施工後のそれぞれの状況を撮影した写真を添付すること。
- 2 施工業者に支払った改修工事等に係る代金の領収書等の写しを添付すること。
- 3 その他市長が必要と認める書類を添付すること。

北広島市リユース住宅活用サポート補助金確定通知書

北広〇〇第 号  
年 月 日

様

北広島市長

印

年 月 日付で提出された北広島市リユース住宅活用サポート補助金工事完了届について、北広島市リユース住宅活用サポート補助金交付実施要領第11条の規定に基づき、次のとおり補助金等の額を確定したので通知します。

1	交付決定通知年月日	年 月 日
2	交付決定通知番号	第 号
3	補助金等の名称	北広島市リユース住宅活用サポート補助金
4	補助事業等の名称	北広島市リユース住宅活用サポート事業
5	補助金等既交付決定額	円
6	補助金等の交付確定額	円
7	既交付決定額と交付確定額の差額	円

北広島市リユース住宅活用サポート補助金交付請求書

年 月 日

北広島市長 様

交付決定者 住 所  
氏 名

印

事業名 北広島市リユース住宅活用サポート事業

上記事業について、次のとおり交付を請求します。

請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

<振 込 先>

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本・支店名	本店 支店 出張所
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			
備 考			

- (注) 振込先については、交付決定者の口座名を記入すること  
(注) 振込先のわかるものを添付すること (通帳のコピーなど)  
(注) 振込先の口座種別は“普通預金”のみとなります。

北広島市リユース住宅活用サポート補助金交付決定取消通知書

北広〇〇指令第 号  
年 月 日

様

北広島市長 印

年 月 日付北広〇〇指令第 号で交付決定した補助金等について、北広島リユース住宅活用サポート補助金交付実施要領第13条の規定により、交付の決定を下記のとおり取り消しますので通知します。

1 補助事業等の名称	北広島市リユース住宅活用サポート事業
2 通知番号	第 号
3 取消の内容	<input type="checkbox"/> 全部取消
	<input type="checkbox"/> 一部取消  ( )
4 取消の理由	

北広島市リユース住宅活用サポート補助金返還命令書

北広〇〇第 号  
年 月 日

様

北広島市長 印

年 月 日付北広〇〇達第 号で取消した補助金等について、北広島市リユース住宅活用サポート補助金交付実施要領第14条の規定により、次のとおり返還を命じます。

1 返還すべき金額	円
2 返還期限	年 月 日まで
3 返還を命ずる理由	実施要領第14条
4 返還方法	
5 交付決定通知年月日	年 月 日
6 補助年度	
7 補助金等の名称	北広島市リユース住宅活用サポート補助金
8 補助事業等の名称	北広島市リユース住宅活用サポート事業
9 補助金等既交付決定額	円
10 補助金等の交付確定額	円
11 補助金等の既交付額	年 月 日交付 円

注1 返還すべき補助金等は、別に発行する納入通知書により納付してください。

2 返還すべき補助金等を返還期限までに納付しなかったときは、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければなりません。